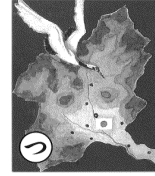




県 紋 章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年 9月6日 (金) 第9730号

目 次

	ページ
告 示	
○知事指定薬物の指定の失効 (薬務課)	2
○道路の区域変更 (道路管理課)	2
○道路の供用開始 (同)	3
訓 令	
○群馬県処務規程の一部を改正する訓令 (人事課)	4

■ 告 示

◎群馬県告示第122号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年9月6日

群馬県知事 山本 一 太

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]シクロペンタンカルボキサミド(通称名Cyclopentyl fentanyl)及びその塩類
- (2) 5-ペンチル-2-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-ピリド[4,3-b]インドール-1-オン(通称名CUMYL-PEGACLONE)及びその塩類
- (3) 5-(5-フルオロペンチル)-2-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-ピリド[4,3-b]インドール-1-オン(通称名5F-CUMYL-PEGACLONE)及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

3 指定が効力を失う日

令和元年9月8日

4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。

◎群馬県告示第123号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月6日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	下里見安中線	安中市安中宇大島田1532番地先内	前	28.8~38.7	43.0
			後	28.8~38.7 2.7~11.8 7.0~7.8	43.0 52.0 61.0
		安中市安中宇米山1837番の1地先から同市同宇同1844番の1地先まで	前	44.1~45.8	80.0
			後	44.1~45.8 3.5~7.2 3.4~5.2	80.0 28.0 63.0

◎群馬県告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月6日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の日時
県道	下里見安中線	安中市安中宇大島田1531番の1地先から同市同宇同1614番地先まで	令和元年9月10日 午前10時
		安中市安中宇紅ヶ谷戸1012番の3地先から同市同宇米山1841番の1地先まで	

訓令

群馬県訓令甲第三号

群馬県処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年九月六日

県庁
地域機関
専門機関

群馬県処務規程の一部を改正する訓令

群馬県知事 山本 一太

群馬県処務規程(昭和三十九年群馬県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。
第四十一条第三項中「において」の下に「、当該事業又は事務に職務として従事する
場合を除き」を加える。

附則

この訓令は、令和元年十月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
